

令和6年9月定例会

教育警察常任委員会説明資料
(付託議案関係)

教育警察常任委員会
(警察本部)

議案第1号（令和6年度熊本県一般会計補正予算（第2号））

債務負担行為補正

【 変 更 】

（単位：千円）

議案頁数	事 項	補 正 前		補 正 後		説 明
		期 間	限 度 額	期 間	限 度 額	
10	警察関係業務	令和7年度	735,355	令和7年度	1,012,886	補正額277,531（補正後1,012,886－補正前735,355） ○ 多良木警察署庁舎設計委託 102,514 ○ 八代警察署三楽A・B宿舎改修工事の増額変更 175,017

報告第 4 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 23 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方使用の車両等と熊本県警察職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和6年8月15日専決

熊本県知事 木村 敬

番号	発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和解事項
1	令和4年8月2日 熊本市南区刈草地内	個人 (車両所有者) 普通乗用車	949,229円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。
2	令和5年12月7日 熊本市西区二本木地内	久光製薬株式会社 福岡支店 (車両所有者) 普通乗用車	45,958円	
3	令和5年12月15日 熊本市北区鶴羽田地内	個人 (所有者) ブロック	74,800円	
4	令和6年1月23日 熊本市西区花園地内	株式会社 SYSKEN テクノ熊本支店 (車両所有者) (車両運転者) 軽貨物車	366,817円	

番号	発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	和 解 事 項
5	令和5年12月12日 熊本市東区東町地内	株式会社藤本内装 (車両所有者) 普通貨物車	当事者双方は、今後本件に関して、 裁判上又は裁判外において一切の異 議及び請求の申立てをしないこと。

専決処分¹の報告について

警察本部

報告第 4 号

番号	和解及び損害賠償の相手方	過失割合、損害額及び過失相殺後の賠償額	事故の状況
1	個人 (車両所有者)	県：相手方＝100：0 ----- 県 0円 相手方 949,229円 ----- 949,229円	令和4年8月2日午前8時45分頃、熊本市南区刈草地内において、業務中の熊本南警察署員運転の公用車が、交差点で左方から進行する自転車に進路を譲るため後退する際、後方の安全不確認により、停止中の相手方車両に衝突したものの
2	久光製菓株式会社 福岡支店 (車両所有者)	県：相手方＝100：0 ----- 県 0円 相手方 45,958円 ----- 45,958円	令和5年12月7日午前5時50分頃、熊本市西区二本木地内において、捜査中の熊本中央警察署員運転の公用車が、駐車場から発進する際、右方の安全不確認により、駐車中の相手方車両に衝突したものの
3	個人 (所有者)	県：相手方＝100：0 ----- 県 54,571円 相手方 74,800円 ----- 74,800円	令和5年12月15日午前7時10分頃、熊本市北区鶴羽田地内において、業務中の熊本北合志警察署員運転の公用車が、交差点を左折する際、右前方の安全不確認により、ブロックに衝突したものの
4	株式会社SYSKEN テクノ熊本支店 (車両所有者) (車両運転者)	県：相手方＝100：0 ----- 県 90,281円 相手方 366,817円 ----- 366,817円	令和6年1月23日午後2時15分頃、熊本市西区花園地内において、捜査中の熊本南警察署員運転の公用車が、道路を直進する際、動静不注視により、停車中の相手方車両に追突し、相手方が負傷したものの
5	株式会社藤本内装 (車両所有者)	県：相手方＝30：70 ----- 県 99,580円 相手方 165,132円 ----- 0円	令和5年12月12日午後1時55分頃、熊本市東区東町地内において、業務中の熊本県警察本部機動捜査隊員運転の公用車が、駐車場を直進する際、動静不注視により、駐車枠内から右折発進した相手方車両に衝突したものの

報告第 31 号

公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センターの経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センターの令和5年度決算に関する書類及び令和6年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

件名	公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センターの経営状況を説明する書類の提出について	警察本部 組織犯罪対策課
----	--	-----------------

1 設立目的

暴力のない明るく住みよい熊本県の実現に寄与することを目的に設立。
暴力団排除のための広報・啓発、暴力相談への対応、暴力団離脱者に対する社会復帰支援等を実施。

2 令和5年度決算額

収入	36,624,351円
事業活動収入	36,624,351円
投資活動収入	0円
財務活動収入	0円

①

事業活動収入内訳

補助金1,341万円^①、賛助会1,154万円
財産利息819万1,238円、講習受託146万2,400円
寄付金190万円、助成金12万円
特定資産利息634円、雑収入79円

支出	36,636,928円
事業活動支出	36,278,568円
投資活動支出	358,360円
財務活動支出	0円

②

事業活動支出内訳

(事業費2,624万5,266円、管理費1,003万3,302円)

投資活動支出内訳

退職給付引当10万8,360円
車両購入積立25万円

収支差額 △12,577円・・・③(①-②)

3 令和6年度事業計画

暴力団を許さない県民意識の高揚、「暴力団等による不当な行為からの被害防止」を事業の基本とし、

- 相談活動事業、暴力団離脱者更正促進事業等の『犯罪被害者救済事業』
- 広報啓発事業、暴力団排除組織・団体等への支援事業等の『犯罪被害防止事業』を実施。

4 令和6年度予算額

収入	47,992,400円
事業活動収入	41,492,400円
投資活動収入	6,500,000円
財務活動収入	0円

④

事業活動収入内訳

補助金1,841万円(訴訟費用^④)^①、賛助会1,150万円
基本財産利息820万円、寄付金190万円
講習受託事業146万2,400円
特定資産利息1万円、受取利息1万円

投資活動収入内訳

貸付原資産取崩400万円^②
不足金補てん積立250万円^③

支出	47,992,400円
事業活動支出	47,742,400円
投資活動支出	250,000円
財務活動支出	0円

⑤

事業活動支出内訳

(事業費3,679万3,552円、管理費1,094万8,848円)

投資活動支出内訳

(車両購入積立25万円)

収支差額 0円・・・⑥(④-⑤)

※ 令和5年度の決算額と令和6年度の予算額に約1,150万円の差が生じている項目は、

- ① 暴力団事務所使用差止等請求費 500万円
- ② 貸付原資産取崩 400万円
- ③ 不足金補てん積立取崩 250万円

である。①は、事務所使用差し止めのために民間人から訴訟委託を受けた際の費用であり、熊本県からの補助金に充当(予備費等対応)するもので、執行がなければ決算で減額補正する。

②は、暴力団を被告とする民事訴訟を提案する案件があり、その費用を貸し付ける予定であるため、貸付金として積み立てていた分を取り崩したもので、訴訟後に返済がなされて収入として補てんされる予定である。③は、県補助金等の収入を得るまでの一定期間の収入のために積み立てていた分を取り崩したもので、補助金等の収入を得た後減額補正される。